

令和7年9月

社長、社内には不正はありませんか。

(人は信用しても仕事は信用するな)

古田土会計の42年8ヶ月という長い会社経営のなかで不倫、セクハラ、パワハラ、交通事故、使い込みによる不正等、さまざまな事件がありました。今回はお客様の不正について書きます。それも経理担当者による不正について2つの事例を紹介します。1社目は設備関係の仕事で、社長は全てを女性経理担当者1人に任せていて銀行の通帳を見ることはありませんでした。古田土会計の担当者も伝票、元帳の取り内容をチェックしていましたが、預金の元帳残高と通帳をチェックしていませんでした。うちの担当者は女性経理担当者が毎月の使い込みを仕訳せず、決算期末に預金を現金に振り替えて残高証明書と預金残高を一致させていたことに気がつきませんでした。現金は数期間決算書のみに出た。発見は銀行の指摘でした。2社目は、1社目の反省から、毎月預金と通帳や当座勘定照合表をチェックするというルールを作ったのですが、中規模の印刷会社で明治大学卒で優秀なので、社長はこの経理部長に全てを任せていました。社長には毎月月次決算の報告をし、中固決算も行い、銀行の残高証明書のコピーも添付していました。古田土会計の担当者には要求しても一切通帳や当座勘定照合表を見せませんでした。うちの担当者は社内ルール通りに行っていましたが、お客様へのチェックリストにはチェックして合致していると報告したことがありました。銀行の発見により2億3千万円位の使い込みが発覚しました。私は連絡を受け現場に行き、社長に「当座勘定照合表を見せて下さい」とお願ひしたところ「それは何ですか」と聞かれました。社長は就任以来20年以上一度も通帳も当座勘定照合表も見えていなかったのです。中固も年度の決算では、銀行の残高証明書を一枚多く偽造していました。13年間の会計顧問と監査役をしていた前先生には、会計事務所としてはなく監査役として1億円の損害賠償を請求し、一審で有罪、二審では無罪でした。最高裁は否認しています。古田土会計は監査役就任は断り、社長の奥さんに就任してもらいました。弁護士は会計事務所に責任を問えないので(過去の判例から)監査役、責任で損害賠償の裁判を起しました。古田土会計は本来法的な責任は無いのですが、チェックリストに合致したと報告したため1億3千万円の請求を受けましたが、前の先生が最高裁で無罪になったために1,000万円で示談しました。この反省から、社内ではチェックリストは否認しますが、お客様には提出していません。1社目の事例では、女性担当者が以前に夫婦で経営していた会社の借金返済のため手を出したということでした。2社目の経理部長は離婚を以て、使い込んだ金は全て競馬に使ったということが判明しました。個人の通帳でも否認しました。事件発覚後まもなく経理部長は病気でなくなりました。この他にも数件経理担当者による使い込みがありましたが、共通しているのは、社長が全然通帳、当座勘定照合表、総勘定元帳を見えてなくて、会計事務所がチェックしているだろうと思っていたことです。法的にはB/S、P/Lの残高は取締役には作成責任があり、監査役には監査責任があります。会計事務所には、法的な責任は無いのですが、もしも元帳と現預金の残高をチェックしていれば2件とも防げました。道義的な責任は十分に自覚しています。そこで社長様にも、年に最低2度は通帳、当座勘定照合表を閲覧し、P/Lは月次推移変動P/Lを横に比較し異常に増減しているものを発見したり、B/Sは現金、預金の増減、当座勘定残高が正しいのか、残高明細を確認したり、貸借対当表の不明なものがないかを毎月B/Sの増減と総勘定元帳で確認して下さい。経理担当者に長期休暇(1週間以上)を取得させたり、長期間(例:1年以上)同じ業務に固定させないことです。社内に犯罪者を出さないために、内部牽制をしっかりしました。

古田土 満